

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 株主優待券の取扱い

**Q**：当社は、全国規模でレストランを営んでいます。当社の業務内容を知ってもらい併せて今後も利用してもらおうという期待をもって、1,000株以上の株主に対し、無料食事券を支給することにしました。

この無料食事券を受け取った株主側は、配当所得になるのでしょうか。なお、無料食事券は利益の有無にかかわらず支給します。

**A**：利益の有無にかかわらず支給される株主優待券は、雑所得とされます。

### 【解説】

通常、株主に交付されている株主優待券は、①一定の数以上の株式を保有している株主のみを対象として交付されている場合が多いこと、②厳密に株主の保有株数と株主優待券の金額又は枚数とが比例して交付されている場合は少ないこと、③現金配当のほかに株主優待券を交付するようなケースでは、その株主優待券の金額は少額であって、しいて配当とみなすほどのものでもないケースがあることから、株主に対する利益配当というよりも会社の事業を行っている上での株主対策として必要な交際費等の性格をもっているとも考えられます。

そこで、税法では、会社の利益の有無にかかわらず支給することとされている株主優待券等に係る経済的利益は、会社が利益処分として経理しない限り、配当所得には含まれず、雑所得に該当することとされています。

